

令和6年6月11日

庁 議 資 料

6 環 総 政 第 1 3 2 号

令 和 6 年 6 月 5 日

狛 江 市 長
松 原 俊 雄 様

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書の送付、
縦覧依頼及び意見照会について

標記の事業について、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という。）第40条の規定に基づき環境影響評価調査計画書の提出がありましたので、条例に基づく環境影響評価手続について、下記のとおり実施しますのでよろしくお願いたします。

記

- 1 条例第41条の規定による標記事業の環境影響評価調査計画書の送付
なお、周知地域は別紙1のとおりです。
- 2 条例第44条の規定に基づく標記事業の環境影響評価調査計画書の縦覧
なお、縦覧期間等は別紙2のとおりです。
- 3 条例第45条により準用する第19条第1項の規定による環境保全の見地からの
市長意見の照会
なお、市長意見については、令和6年7月8日（月曜日）までにご回答いただきますようお願いいたします。

【担当】

東京都環境局総務部環境政策課
アセスメント調整担当 二村
(電話) 03-5388-3406

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する周知地域

区市町村名	町 名
狛江市	和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西野川一丁目、西野川二丁目、西野川三丁目、西野川四丁目及び西和泉一丁目の区域
調布市	国領町四丁目、国領町七丁目、国領町八丁目、菊野台二丁目、菊野台三丁目及び染地三丁目の区域

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書の縦覧及び
意見書の提出について

1 調査計画書の縦覧

(1) 期間

令和6年6月17日（月曜日）から同月26日（水曜日）まで
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(2) 時間

午前9時30分から午後4時30分まで

(3) 場所

- ア 狛江市環境部環境政策課（狛江市和泉本町一丁目1番5号）
- イ 調布市環境部環境政策課（調布市小島町二丁目35番地1）
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
（新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎19階）
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
（立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階）

(4) 表示等

縦覧場所に、縦覧に係る表示及び縦覧者への注意を掲示する。

(5) 参考図書

縦覧場所に、関係地域に係る文書、条例、規則、技術指針等を備え、参考図書として閲覧
に供する。

(6) 閲覧

前記の縦覧を補うため、次の場所において、縦覧図書を閲覧に供する。

狛江市：上和泉地域センター（狛江市和泉本町四丁目7番51号）

2 意見書の提出

(1) 提出方法

持参、郵送又は提出フォーム（電子申請サービス）による。

(2) 記載事項

- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内
に存する事務所又は事業所の所在地）
- イ 対象事業の名称
- ウ 環境の保全の見地からの意見

(3) 提出期限

条例第45条に基づき、都民の意見書の提出期限を令和6年6月17日（月曜日）から同
年7月8日（月曜日）までとする。ただし郵送の場合は、当日消印までを有効とする。

(4) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎19階

提出フォーム（電子申請サービス）は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

縦覧図書等の取扱いについて

縦覧図書等の取扱いにつきましては、以下のようにご対応いただきますよう、御協力よろしくお願いたします。

1 縦覧

(1) 縦覧方法

縦覧期間中、縦覧図書を分かりやすい場所に備え付けてください。

(2) 時間

午前9時30分から午後4時30分まで（条例施行規則第14条第3項）。ただし、できるだけ、開庁時間は縦覧できるようご配慮ください。

(3) 表示等

縦覧場所に、縦覧に係る表示及び縦覧者への注意を掲示してください。

2 縦覧に係る貸出等

(1) 期間

原則として、予備の縦覧図書を、7日間を限度に貸出しできることとします。なお、貸出の要望に公平に対処できるよう、貸出希望者に対して、貸出期間は、可能な限り短期間とするよう要請してください。

また、縦覧図書が貸出中等で予備がない場合については、東京都環境局総務部環境政策課において予備があれば貸出しが可能である旨お伝えください。

(2) 貸出方法

貸出に当たっては、図書の紛失防止のために身分証明書等により身分確認を行ってください。

(3) 縦覧終了後の貸出し

縦覧期間終了後の図書は、当課にて閲覧及び貸出（2週間）を行いますので、貴市においても御配慮をお願いいたします。

【担当】

東京都環境局総務部環境政策課
アセスメント調整担当 二村
(電話) 03-5388-3406